## 国立大学法人東京農工大学会計規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京農工大学会計規則(16経規則第5号)の一部を次のとおり改正する。

現行	改 正 案	備	考
国立大学法人東京農工大学会計規則			
平成16年4月7日			
1 6 経 規則第 5 号			
第1条~第17条 省略	第1条~第17条 省略(現行どおり)		
(収納金の預入れ)	(収納金の預入れ)		
第18条 出納役は、収納した現金について、 <u>領収の日を含めて3日</u>	第18条 出納役は、収納した現金について、 <u>領収の日又はその翌</u>		
以内(取引金融機関の休業日は除く。)に取引金融機関に預け入れ	日(当該翌日が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律(昭		
なければならない。ただし、領収金額が20万円に達するまでは、	和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日又は1月2日、同月3		
5日分の金額を取りまとめて取引金融機関に預け入れることがで	日、5月31日、12月29日、同月30日若しくは同月31日に当		
<u>きる。</u>	たるときは、これらの日の翌日を当該翌日とみなす。)に取引金融機		
	<u>関に預け入れなければならない。</u>		
第19条~第48条 省略	第19条~第48条 省略(現行どおり)		
附則省略	附 則 省略(現行どおり)		
別表第1 省略	別表第1 省略(現行どおり)		

附 則(19経規則第6号)

この規則は、平成19年7月1日から施行する。